

# 令和4年度 静岡県地域職業訓練実施計画

令和4年4月1日

静 岡 県  
独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部  
静 岡 労 働 局

## 1 総則

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るため、静岡県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、静岡労働局、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び静岡県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 労働市場の動向と課題等

### (1) 労働市場の動向と課題

静岡県内の有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年6月に0.99倍となり7か月連続で1.0倍を下回っていたが、令和3年2月に1.0倍に回復後は、11か月連続（令和3年12月末）で1.0倍を上回っている状況で、雇用情勢は改善が進んでいるものの、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的にみると、少子化による労働供給制約という課題を抱えており、こうした中で、持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により女性や定住外国人等の非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するため、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル人材については、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費の上乗せ措置などを活用し、デジタル分野の訓練をより一層推進する必要がある。

若年者については、フリーターやニートである者もいまだに多いことから、今後の社会を支えていくための職業能力を高めることができるよう、良好な雇用機会の創出やその育成のための支援が必要であり、また、就職氷河期世代は、その世代が抱える固有の問題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援する必要がある。

高齢者については、人生100年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰及び転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である。

また、ものづくり現場を支える熟練した技能や知識が若年者に円滑に継承さ

れるよう、現場の戦力となる人材の育成を図るとともに、ＩＴ分野の訓練の充実など、産業界や地域の人材ニーズに合わせて労働者の能力向上を図り、中小企業の人材ニーズに対応した公的職業訓練を一層推進する必要がある。

## (2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年4月から令和3年12月末現在で、新規求職者数92,195人のうち、雇用保険受給者数は25,023人、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は43,166人となっている。

令和3年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）1,499人（令和3年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 264人（令和3年12月末現在）

令和3年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 施設内訓練 県91.7% 機構85.6%  
委託訓練 県62.4%
- ・求職者支援訓練 基礎コース 50.0%  
実践コース 59.6%

(注)・公共職業訓練の施設内訓練は、令和3年9月末までに修了したコースの訓練修了3か月後の就職率。  
・公共職業訓練の委託訓練は、令和3年8月末までに修了したコースの訓練修了後3か月後の就職率。  
・求職者支援訓練については、令和3年度中に修了したコースのうち、令和3年5月迄に修了したコースの求職者支援訓練修了者等の雇用保険適用就職率就職状況（訓練修了3ヶ月後）。  
・求職者支援訓練については、平成26年4月1日以降に開講した訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

## 3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

### (1) 実施方針

離職者、若年者・女性・定住外国人を中心とした非正規雇用労働者、就職氷河期世代及び再就職を目指す子育て女性等を対象とする公的職業訓練については、本県において人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等の人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練等について一体的・総合的に計画を策定する。

さらに、静岡労働局、静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構静岡支部（以下「支援機構」という。）静岡職業能力開発促進センターをはじめとする国・地方公共団体、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にして、本県の人材育成に取り組むこととする。

オンラインによる訓練については、平成 29 年 6 月から委託訓練についてオンデマンド型によるオンライン訓練（以下「e ラーニングコース」という。）の実施を可能としたほか、令和 2 年 5 月からは公共職業訓練の全ての課程について、令和 3 年 2 月からは求職者支援訓練について、同時双方向型によるオンラインによる訓練（以下「オンライン訓練」という。）の実施を可能とし、令和 3 年 10 月からは求職者支援訓練について e ラーニングコースの実施を可能としたところであり、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続きこれらの訓練の実施を推進していくこととする。

加えて、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が、生活との調和を保つつ職業訓練を受講できるよう、その実施機関や時間等について配慮し、短期間・短時間の訓練コース、土日・夜間の訓練コース、オンライン訓練、e ラーニングコースなどの実施を推進していく。特に、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースを設定する。

## （2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

### ① 施設内訓練に係る実施規模と分野

#### ア 県立施設

- ・離職者訓練では、ものづくり系を中心とした職業訓練を設定、新たな職業に必要な基礎的知識と技能を付与し、再就職を促進するための訓練を実施する。
- ・令和 4 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
工科短期大学校 (沼津キャンパス)	45 人	溶接科、電気工事科、住宅リフォーム科
浜松技術専門校	62 人	機械加工科（3か月）、機械加工科（6か月）、電気工事科、造園科
合 計	107 人	7 科目（13 コース）

#### イ 支援機構立施設

- ・支援機構立施設（静岡職業能力開発促進センター）では、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、委託訓練等民間では実施が難しいコースを設定する。

#### （ア）普通職業訓練短期課程

- ・静岡職業能力開発促進センターでは、普通職業訓練短期課程を実施する。（訓練期間：6か月）
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発促進センター	478人	【機械系】C A D・N C加工科、機械設計製図科、ものづくり溶接科 【電気系】電気設備技術科、組込みマイコン技術科、IoTシステムエンジニア科 【居住系】ビル設備サービス科、リノベーションデザイン科、住環境コーディネート科

#### （イ）日本版デュアルシステム（短期課程活用型）

- ・日本版デュアルシステム（短期課程活用型）では、概ね55歳未満の求職者の方を対象に、静岡職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせて実施する。（訓練期間：6か月）
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発促進センター	50人	【機械系】ものづくり機械加工科 【電気系】電気設備施工科

#### （ウ）橋渡し訓練

- ・橋渡し訓練では、静岡職業能力開発促進センターで実施する専門基礎力の習得及び就職へ結びつけるための導入訓練を実施する。（訓練期間：1か月）
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発促進センター	32人	橋渡し訓練

### ② 委託訓練に係る実施規模と分野

#### ア 県立施設

- ・委託訓練では、専修学校、NPO法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施している。

#### （ア）離職者訓練

- ・令和4年度に開始する訓練の訓練定員を1,407人として実施する。

- ・訓練分野は、雇用の受け皿として期待される介護、医療などの分野やIT、会計経理、ビジネス実務等企業の即戦力となる人材を養成する訓練を充実する。
- ・一旦離職した女性や母子家庭の母等が安心して職業訓練を受講できる環境を整備するため、長期の資格取得コースを除き、全ての訓練に託児サービスを設定する。
- ・座学と企業実習を組合せた実践的な訓練の実施（委託訓練活用型デュアルシステム）、切れ目のない再就職支援のため年度を跨いだ訓練、定住外国人を対象とした訓練、母子家庭の母等や新規学卒未内定者を優先した訓練等、求人求職ニーズを踏まえた多様な職業訓練を実施する。
- ・これまで能力開発の機会に恵まれなかつた非正規雇用労働者等を対象として、国家資格取得等を目指す長期の訓練コースを推進し、正社員就職に導くことが出来る訓練を実施する。
- ・短期間・短時間のコース設定など、受講者の多様なニーズに対応できる受講環境の整備を図っていく。
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

	県立工科短期大学校・技術専門校			
	計	静岡	沼津	浜松
事務系	1,035人	334人	334人	367人
サービス系	45人	0人	0人	45人
介護系	179人	45人	93人	41人
その他（保育補助養成科ほか）	103人	45人	43人	15人
情報系	45人	0人	30人	15人
合　　計	1,407人	424人	500人	483人

#### （イ）離職者訓練（障害者）

- ・令和4年度に開始する訓練の訓練定員を390人として実施する。
- ・障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

区分	対象	県立工科短期大学校・技術専門校				
		計	静岡	沼津	浜松	あしたか
デュアル訓練	身体知的 精神等	90人	30人	40人	20人	0人
		180人	50人	30人	75人	25人
在職者訓練	在職 障害者	120人	40人	0人	20人	60人

合 計	390 人	120 人	70 人	115 人	85 人
-----	-------	-------	------	-------	------

### (3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

#### ① 施設内訓練に係る実施規模と分野

##### ア 県立施設

・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
工科短期大学校 (静岡キャンパス)	670 人	溶接科、機械加工科、機械製図科、コンピュータ制御科、電気工事科、建築設計科、広告美術科、電気通信科、OA事務科、メカトロニクス科、その他（新入若手社員講座、食品衛生学講座）、オーダーメイド
工科短期大学校 (沼津キャンパス)	1,150 人	溶接科、機械加工科、機械製図科、コンピュータ制御科、電気工事科、プラスチック製品成形科、建築設計科、広告美術科、電気通信科、OA事務科、その他（人事・労務管理）、オーダーメイド
浜松技術専門校	1,580 人	造園科、塑性加工科、溶接科、機械加工科、機械製図科、コンピュータ制御科、木工科、建築設計科、配管科、廣告美術科、電気通信科、OA事務科、メカトロニクス科、監督者訓練一科、監督者訓練二科、監督者訓練三科、その他（工場管理、食品衛生管理）、オーダーメイド
合 計	3,400 人	44 科目

##### イ 支援機構立施設

・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発 促進センター	1,611 人 (目標値 1,260 人)	建築科、建築設備科、住居環境科、制御技術科 生産技術科、電気技術科、電子技術科、電子情報技術科
浜松職業能力開発 短期大学校	1,130 人 (目標値 890 人)	生産技術科、制御技術科、産業機械科、メカトロニクス科、電気技術科、電子技術科、建築設備科、電子情報技術科

合 計	2,741 人	16 科目
-----	---------	-------

・また、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成について、生産性向上支援訓練を実施・支援する。

・令和4年度の定員は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練名称
生産性向上人材育成支援センター	1,370 人	生産性向上支援訓練

#### (4) 公共職業訓練（若年者コース訓練・学卒者訓練）の対象者数等

##### ① 施設内訓練に係る実施規模と分野

###### ア 県立施設

###### （ア）若年者コース訓練

- ・若年者コース訓練では、概ね30歳以下の若者を入校の対象とし、ものづくりに必要な基礎的技術から、生産現場での即戦力となる実践的技術までを身に付け、将来を担う技術者・技能者の育成を目指す職業訓練を実施する。（訓練期間：1年もしくは2年間）
- ・清水技術専門校と沼津技術専門校を統合し、県立工科短期大学校（静岡キャンパス、沼津キャンパス）を令和3年4月に開校した。
- ・浜松技術専門校に「設備技術科」を新設した。（令和3年4月）
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	課程	定員	訓練科目
工科短期大学校 (静岡キャンパス)	高度 専門	140 人	機械・制御技術科、電気技術科、建築 設備科
工科短期大学校 (沼津キャンパス)		120 人	機械・生産技術科、電子情報技術科、 情報技術科
浜松技術専門校	普通 普通	40 人	機械技術科、建築科、設備技術科
あしたか職業訓練校 ※	普通 普通	10 人	コンピュータ科、
	普通 短期	40 人	生産・サービス科
合 計		350 人	11 科目

※障害者職業能力開発施設であるあしたか職業訓練校では、障害のある方を対象とした職業

訓練を実施している。

## イ 支援機構立施設

### (ア) 高度職業訓練専門課程

- ・支援機構立施設（浜松職業能力開発短期大学校）では、高度職業訓練専門課程を実施する。（訓練期間：2年間）
- ・令和4年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
浜松職業能力開発 短期大学校	130人	生産技術科、電気エネルギー制御 科、電子情報技術科

### (5) 求職者支援訓練の対象者数等

#### ①実施規模と分野

- ・令和4年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう668人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模については668人以上とし、1,114人を上限として実施する。
- ・訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。
- ・その際、成長分野、人手不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・令和4年度の訓練認定規模・割合は、以下のとおりである。

	訓練認定規模	割合
基礎コース	364人	32.7%
実践コース	750人	67.3%
訓練分野	介護福祉分野【全国共通分野】	85人
	医療事務分野【全国共通分野】	137人
	デジタル系【IT分野】 【WEBデザイン系】	36人 114人
	営業・販売・事務分野 建設関連分野 その他の分野	252人
	分野共有枠（全ての分野）	126人
		1,114人
		100%

- ・基礎コースにおいて、受講中に希望職種やキャリアプランを明確化した上で、修了後、本人の希望や訓練受講中に作成したジョブ・カードの内容等を踏まえ、希望職種に就くために必要な専門的スキルを習得し安定した就職の実現のために更に職業訓練の受講の必要がある場合は、実践コースや公共職業訓練の連続受講を勧奨するものとする。
- ・以下のア～ウの対象者の特性・訓練ニーズに対応した訓練を地域ニーズ枠とする。

地域ニーズ枠の申請があった場合は、各認定単位期間において各地域毎（東部・中部・西部）に定員数15名まで優先的に選定する。

ア 安定就労を目指す就職氷河期世代（就職氷河期世代活躍支援プランに基づく特定分野に限る）

イ 子育てや介護等により長期の職業ブランクを経た女性

ウ 生涯現役で働きたい高齢者

## ②認定単位期間

支援機構においては、四半期毎に求職者支援訓練を認定することとする。（ただし、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう設定する短期間・短時間の訓練コースは、隨時の認定を可能とする。）

なお、第4四半期の認定において一定の余剰定員が生じた場合は、追加して認定を行う。

コース別の訓練認定規模を超えては認定しない。ただし、実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「分野共有枠」を用いた認定を行う。（実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。）

なお、設定数を超える認定申請がある場合は、

ア 新規参入枠については、職業訓練の内容等が良好なものから認定する。

イ ア以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

認定単位期間毎の具体的な定員及び認定申請受付期間等については、静岡労働局及び支援機構のホームページで周知する。

## ③新規参入枠（上限値）

新規参入枠（上限値）は基礎コース30%、実践コース30%とする。

ただし、15人に満たない場合は15人に切り上げるものとする。

地域ニーズ枠として設定した訓練分野については、全て新規枠とすること

を可能とし、前記「新規参入枠（上限値）」の制約を受けない。

#### ④繰り越した余剰定員についての取扱い

認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分について、第3四半期及び第4四半期においては、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可とする。

### 4 公的職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実

#### (1) 公的職業訓練受講希望者に対する支援

公的職業訓練受講希望者には、生涯を通じたキャリア・プランニングを促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングや、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業におけるジョブ・カード作成支援等を通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

#### (2) 公的職業訓練受講者に対する支援

求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者もみられることから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

また、公共職業訓練の受講者においても、訓練修了後の就職に向けたきめ細かい支援を行う必要がある。

このため、各訓練受講者の訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練受講者のうち訓練修了までに就職が決まらない可能性のある者について、訓練期間中に漏れなく公共職業安定所へ誘導し、本人の希望・ニーズを踏まえた就職支援を実施する。

訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成支援したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

#### (3) 求職者支援訓練受講者に対する支援

##### ①基礎コース受講者

求職者支援訓練基礎コース受講者にあっては、訓練修了後、引き続き技能向上のため、実践コース又は公共職業訓練の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

## ②実践コース受講者

就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるようなコースの設定を行う。

### (4) 「ハロートレーニングのワンストップ情報提供サービス」を活用した訓練コース情報の提供

※「ハロートレーニング」：(公共職業訓練と求職者支援訓練の総称)

全国の公的職業訓練情報をワンストップで提供し、訓練種別や実施都道府県に関わりなく、希望する就職の実現に向けて必要となる知識・技能を習得できる訓練コース情報を的確に得られるよう、求職者支援訓練の訓練コース情報と合わせ、各職業能力開発施設が実施する公共職業訓練（離職者訓練）のコース情報の登録及び周知・活用を図っていく。

## 5 推進体制

### (1) 関係機関の連携

静岡労働局・静岡県・支援機構が一体的に公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期、地域において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。

静岡労働局・静岡県・支援機構の三者で締結している「静岡県ものづくり人材育成協定」に基づき、ものづくり人材の育成に取り組むとともに、相互に緊密に連携・協力しながら、職業訓練に関する次の事業を推進する。

- ① 職業訓練指導員のスキルアップ
- ② 講師の派遣や会場の提供
- ③ 訓練カリキュラムの研究
- ④ 企業の人材育成ニーズに係る情報の収集・共有
- ⑤ 企業や県民への広報

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」やロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を活用し、静岡労働局・静岡県・支援機構の他関係機関と連携のうえ、公的職業訓練の周知・広報に努め、その認知度向上及びさらなる活用促進を図る。

職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国・県の関係機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和4年度においても、関係者の連携・協力の下に、求人ニーズをはじめとした訓練ニーズを的確に把握し、本県の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進及び産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討等を行う。

## (2) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの推進

公的職業訓練受講希望者に対し、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、キャリア形成に資する情報提供及び相談援助を実施するものとする。

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して周知を図る。

## 6 就職率の目標値

求職者支援訓練受講者の訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率は、基礎コース58%以上、実践コース63%以上を目指す。

公共職業訓練（離職者訓練）の訓練修了3か月後における就職率は、施設内訓練80%以上、委託訓練75%以上を目指す。

## 7 静岡県立工科短期大学校の開校

### (1) 概要

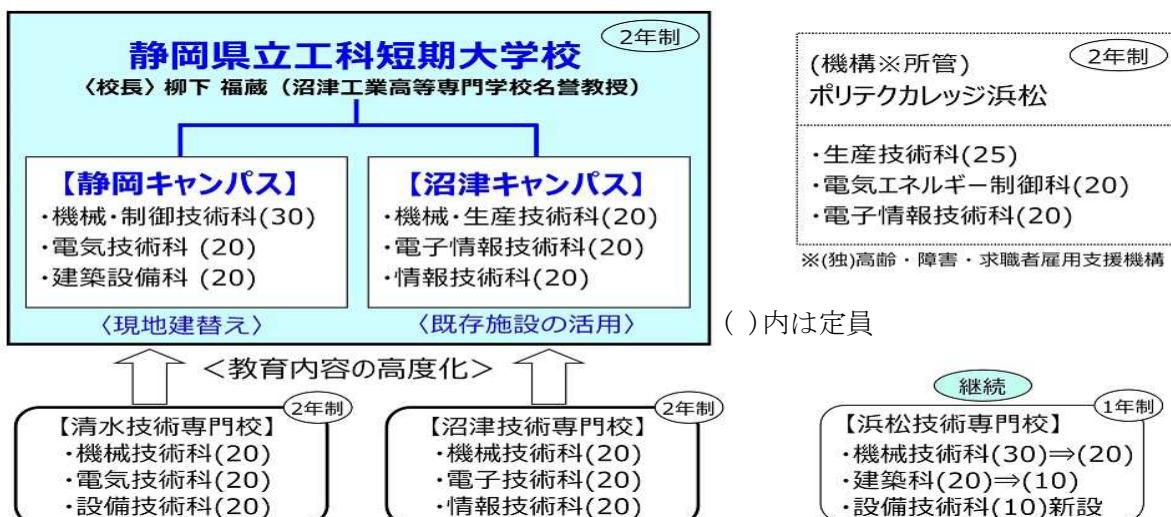
グローバル化や科学技術の進展に対応できる人材を育成するため、清水技術専門校及び沼津技術専門校の教育内容を高度化し、令和3年4月に、静岡県立工科短期大学校（静岡キャンパス、沼津キャンパス）が開校した。

### (2) 基本理念 ~日本一の実学の府を目指して~

『現場に立って、自ら考え、行動できる人材を育成』

### (3) 新たな人材育成体制

○沼津・清水技術専門校を短期大学校化、浜松技術専門校に設備技術科を新設



#### (4) 短期大学校概要

名 称	静岡県立工科短期大学校 [Shizuoka College of Technology]		
設置場所	静岡キャンパス：静岡市清水区楠（現地建替え） 沼津キャンパス：沼津市大岡（既存施設の活用）		
開校時期	令和3年4月		
修業年限	2年		
設 置 科 (定員)	静岡キャンパス		沼津キャンパス
	機械・制御技術科 (30人)		機械・生産技術科 (20人)
	電 気 技 術 科 (20人)		電子情報技術科 (20人)
授業料等	建築設備科 (20人)		情 報 技 術 科 (20人)
	入校料	県 内	84,600 円
		県 外	219,900 円
	授業料（年額）		234,600 円
	入校検定料		18,000 円

#### (5) 整備スケジュール

年度 区分	H30 (2018)	R元 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
設 計		→ 基本・実施設計		◎開校	
建 築			→ 本館・実習棟		→ 講堂・多目的実習棟

## 令和4年度 静岡県地域職業訓練実施計画(総括表)

静岡県  
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部  
静岡労働局

### 【数値について】

- 公共職業訓練は、「定員」を記載。
  - 求職者支援訓練は、「訓練認定規模(上限値)」を記載。